

第一表(表)

一般国道51号道路台帳調書

整理番号	常陸51号一総	図面番号	51-1~51-258								
道路の種類	一般国道		路線名	51号		道路管理者	関東地方整備局				
路線の指定(認定)年	月	日	昭和40年4月1日 第58号		指定(認定)の該当条項	道路法第5条第1項					
起点	茨城県稲敷市西代地先 (52.644Kp)				主要な経過地	鹿嶋市、銚田市、大洗町					
終点	茨城県水戸市三の丸一丁目地先 (125.720Kp)										
路線の延長	メートル 73062.8				供用開始の区間及び年月日						
路線の 実延長 の内訳	供用されている区間の延長	実延長	メートル 73062.8		告示表のとおり						
	供用されていない区間の延長	重複延長	メートル 0								
		メートル 0									
の 内訳	道路	トンネル	橋		渡船施設						
	69952.5	メートル	個数	延長	種類	個数	延長	渡船場		渡船	
				メートル	永久橋	17	メートル 3110.4				
					木橋		メートル	個数	延長	船数	運行距離
					混合橋		メートル		メートル		メートル
					計		メートル 3110.4				
	車道の幅員		9.0メートル以上		5.5メートル以上 9.0メートル未満		4.0メートル以上 5.5メートル未満		4.0メートル未満		
	舗装道	22236.5		メートル		50826.3		メートル		0	
	砂利道	メートル		メートル		メートル		メートル		メートル	
	計	22236.5		メートル		50826.3		メートル		0	
自動車交通不能区間の延長		メートル		鉄道又は 新設軌道との交差		交差の方式		個数			
道路の積	国有地	地方公共団体有地	民有地	計	鉄道又は 新設軌道との交差		立体交差	跨道	2		
	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル 1021873			跨線	5			
平面交差											
最小車道幅員	箇所	最小曲線半径	箇所	最急縦断勾配	箇所						
メートル		メートル		パーセント							
有料 道路 の 内訳	区間	延長	管理者		根拠条項		料金徴収期間				
		メートル									
	道路	トンネル	橋		渡船施設						
	延長の内訳	メートル	メートル		メートル		メートル				
	9.0メートル以上	メートル	5.5メートル以上 9.0メートル未満	メートル	4.0メートル以上 5.5メートル未満	メートル	4.0メートル未満		メートル		
駐 車 場	位置	規模	構造	管理者	根拠条項		料金徴収開始の日				
		面積 平方メートル	駐車台数 台								

注 重複延長の欄には、法第11条第1項又は第2項の規定により他の道路に関する規定が適用される区間の延長を記載し、実延長の欄には、その他の区間の延長を記載すること。

(裏)

道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要

道路一体建物の概要

協定利便施設の概要

軌道その他主要な占用物件の概要

その他特記すべき事項

調製(改訂)の年月日

第五表

鉄道等との交差調書

(1/1)

図面対照番	箇所	鉄道又は新設軌道の名称	交差の方式	延長(m)	幅員(m)	有効高又は交差角度	備考
51-42	潮来市潮来字宮内 (63.35km)	JR 鹿島線	立体 (跨道)	16.0	10.3	5.20m 105°	
51-255	水戸市柵町1丁目 (124.82km)	JR 常磐線	立体 (跨線)	15.3	14.5	5.85m 119°	
51-256	水戸市丸の内三丁目 (124.24km)	JR 水郡線	立体 (跨線)	12.3	11.5	6.19m 120°	
51-257	水戸市丸の内三丁目 (124.25km)	JR 水郡線	立体 (跨線)	41.5	2.0	120°	
鹿嶋BP51-10~11	鹿嶋市宮中3077-7 (70.85km)	JR 鹿島線	立体 (跨道)	62.7	5.6	5.30m 20°	鉄道橋
鹿嶋BP51-20	鹿嶋市宮中4774-4 (73.03km)	JR 鹿島線	立体 (跨線)	68.1	6.0	25°	防護施設 有
鹿嶋BP51-20, 22	鹿嶋市宮中4772-11 (73.18km)	鹿島臨海鉄道 鹿島臨港線	立体 (跨線)	8.0	6.0	45°	防護施設 有

註 1 有効高又は交差角度の欄には、立体交差にあつては有効高、平面交差にあつては交差角度を記載すること。
 2 備考の欄には、踏切道における保安設備の状況その他鉄道等との交差に関し道路の管理上必要な事項を記載すること。